

高齢者外出支援事業

H26.3

目的	一般的の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者に対して、住み慣れた地域で引き続き生活していくことを支援し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。
対象者	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <p>1 65歳以上の者 又は 65歳未満の者で、要支援・要介護認定を受けている者</p> <p>2 嘉手納町の住民基本台帳に登録されている者</p> <p>3 市町村県民税が非課税の世帯に属する者</p> <p>4 寝たきり度がA、B、Cと診断された者 又は 認知症度がⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、Mと診断された者</p> <p>5 介護者の介助がなければ、一般的の交通機関を利用することが困難な者</p> <p>※本人が自身でバスやタクシーに乗ることができる方は対象者でない</p>
事業内容	<p>利用者の居宅から次に掲げる目的地までの送迎と、乗降時の補助を行う。</p> <p>1 通院加療又は検査目的の医療機関 (※近隣市町村まで)</p> <p>2 町内の公共施設</p> <p>※買い物などその他の目的での利用はできない。</p>
利用回数	1週間あたりおおむね1回
必要書類	1申請書(様式第1号) 2診断書(様式第2号) 3確約書(様式第3号) 4住民票謄本 5課税・非課税であることがわかる証明書(所得証明書)
現況手続時期	毎年6月に現況届提出
個人負担額	送迎にかかった費用(介助料も含む)の1割の額 ※移送用車両の駐車料金等は、利用者の全額自己負担です。
備考	※事業の利用中又は利用後に生じた、実施機関の責めに帰さない利用者の症状の急変等については、利用者が一切の責任を負うものとする。 利用者の同乗者においても同様とする。